

東京都知事選挙

投票日 **7月7日(日)**

投票時間 **午前7時～午後8時**

7月7日(日)は東京都知事選挙の投票日です。告示日は6月20日(休)です。この選挙は、より良い東京都をつくるための私たちの代表となる都知事を選ぶ大切な選挙です。貴重な1票を投じましょう。投票日当日に仕事や用事などで投票できない方は、ぜひ期日前投票をご利用ください。
☎選挙管理委員会事務局選挙係 ☎042-492-5111 (代表)

清瀬市で投票できる方

次のすべてを満たす方が清瀬市で投票できます。

- ①平成18年7月8日までに生まれた方
- ②清瀬市の選挙人名簿に登録されている方

令和6年3月19日までに清瀬市に転入の届け出をした方で、投票日まで引き続き清瀬市に住んでいる(住民基本台帳に記載されている)方。

住所を異動した方の投票は

■清瀬市に転入した方

令和6年3月19日までに清瀬市に転入の届け出をした方は清瀬市での投票となります。また、3月20日以降に都内の市区町村から清瀬市に転入の届け出をした方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合は、都内の前住所地での投票となります。その際は、東京都内に引き続き住んでいることの証明書として、清瀬市が発行する「住民票の写し等」(選挙用は無料)が必要となります。

■清瀬市から転出した方

清瀬市の選挙人名簿に登録されている方で、令和6年3月20日以降に都内の市区町村に転出した方は、新住所地の選挙人名簿への登録が完了されていないので、清瀬市の投票所で投票してください。その際は、東京都内に引き続き住んでいることの証明書として、新住所地の市区町村が発行する「住民票の写し等」(選挙用は無料)が必要となります。

※都外へ転出した方は投票できません。

■都内から転入した方

清瀬市への転入届け出日	投票場所	備考
令和6年3月19日まで	清瀬市	—
令和6年3月20日以降	前住所地	名簿登録がある場合※

■都内へ転出した方

新住所への転入届け出日	投票場所	備考
令和6年3月19日まで	新住所地	—
令和6年3月20日以降	清瀬市	名簿登録がある場合※

※いずれも投票する日に選挙人名簿に登録されている方に限ります。

最近、市内で住所を変えた・変える予定の方は

5月30日までに市内転居の届け出をした方 → 市内 **新** 住所地の投票所で投票

5月31日以降に市内転居の届け出をした方 → 市内 **前** 住所地の投票所で投票

※清瀬市の選挙人名簿に登録されている方に限ります。

入場整理券(封書)の郵送は **6月25日(火)ごろ**

6月25日(火)ごろまでに、世帯全員分の入場整理券を1つの封筒に入れて選挙人名簿登録地に郵送します。ご自分の入場整理券を確認して、投票所へお持ちください。

※入場整理券は、受付事務をスムーズに行うためのものです。紛失したり、**届いていない場合でも選挙人名簿に登録されており、投票資格のある方は投票できます。**本人確認ができるものをお持ちください。

選挙公報をお届けします

候補者の経歴・政見などを掲載した選挙公報は、東京都から納品され次第全戸配布します。

あなたの投票所は

投票区	投票所建物名称(所在地)	投票区域
1	清明小学校 (旭が丘二丁目8-1)	旭が丘二～六丁目全域
2	下宿地域市民センター (下宿二丁目524-1)	旭が丘一丁目全域/下宿一～三丁目全域/中里六丁目全域
3	清瀬市役所 (中里五丁目842)	上清戸二丁目11～14/中清戸二・四丁目全域/下清戸二・四・五丁目全域/中里三丁目77～79、864の1～912の4/中里五丁目全域
4	生涯学習センター (元町一丁目2-11)	上清戸一丁目全域/上清戸二丁目1～10/元町一丁目全域/元町二丁目1・26～28/中里三丁目1724～1732の14
5	松山地域市民センター (松山二丁目6-25)	松山一丁目1～37/松山二丁目全域/梅園一丁目1
6	第七小学校 (松山三丁目1-92)	松山一丁目38～46/松山三丁目全域/竹丘一丁目1～7、15～17
7	竹丘地域市民センター (竹丘一丁目11-1)	竹丘一丁目8～14/竹丘二丁目全域/竹丘三丁目1、10～25
8	第六小学校 (梅園二丁目9-45)	竹丘三丁目2～9/梅園一丁目2～4/梅園二・三丁目全域/野塩四丁目全域
9	野塩地域市民センター (野塩一丁目322-2)	野塩一・二・五丁目全域
10	芝山小学校 (元町二丁目16-8)	元町二丁目2～25/中里一丁目692の1～746の21、34、37～38/野塩三丁目全域
11	中里地域市民センター (中里四丁目1301)	中里一丁目1627の1～1750の11/中里三丁目913～1124の2/中里二・四丁目全域
12	第五中学校 (中清戸三丁目258-1)	中清戸一・三・五丁目全域/下清戸一・三丁目全域

開票

開票は即日開票で、午後9時から市民体育館(下宿地域市民センター内)で行います。なお、開票速報は、市ホームページでご覧いただけます。

投票手順

①受付(名簿照合)

入場整理券をお渡しください。本人であることを確認します。

②投票用紙交付

投票用紙をお受け取りください。

③投票用紙へ記入

候補者名をはっきりと書いてください。

④投票

投票箱に投函してください(投票は終わりです)。

※投票所には18歳未満の方も入場(同伴)することができます。

期日前投票

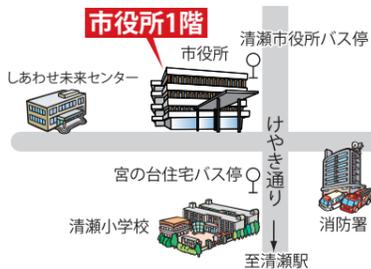
投票日当日、投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。ご自身の「入場整理券」の裏面に必要事項を記入し、持参してください。また、期間中は市役所1階市民交流スペースが期日前投票会場のため、一部使用できませんのでご注意ください。皆さんにはご不便・ご迷惑おかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

※市役所と生涯学習センターの投票できる期間・時間は、異なりますのでご注意ください。

市役所(1階市民交流スペース)

期間 6月21日(金)～7月6日(土)(16日間)

時間 午前8時30分～午後8時



※期日前投票最終日は非常に混雑することが予想されます。
※駐車場をご利用の方は駐車券を投票所まで忘れずにお持ちください。駐車料金の減免処理をします。

生涯学習センター(アミュー6階講座室1)

期間 7月2日(火)～7月5日(金)(4日間)

時間 午前9時30分～午後9時



※期日前投票初日は非常に混雑することが予想されます。
※駐車場・駐輪場はありません。車や自転車でお越しの方は、クリア市営駐車場及び周辺の駐輪場(いずれも有料)を利用してください。

※前回の選挙の期日前投票の混雑状況を市ホームページで確認できます。

不在者投票

滞在先の市区町村の不在者投票所で

仕事や旅行などで清瀬市以外に滞在している方は、あらかじめ投票用紙を請求して、滞在地の選挙管理委員会でする不在者投票ができます。

この方法は郵送によるため日数がかかります。
お早めにお手続きください。

◆手続きの手順

①「不在者投票宣誓書兼請求書」*を郵送または持参

・ファクス・メールでの提出はできません。

・マイナンバーカードをお持ちで電子証明書(署名用パスワード)を取得している方は、パソコン(要ICカードリーダー)またはマイナンバーカード読み取り対応スマートフォンでマイナポータルぴたりサービスから請求できます。

・便せんなどを使用する場合は、記入例のように作成してください(請求書は市ホームページからもダウンロード可)。



詳しくはこちら

郵送先

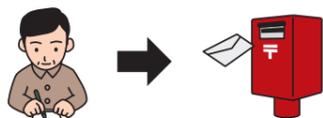
〒204-8511
清瀬市選挙管理委員会事務局宛

②投票用紙を郵送

清瀬市選挙管理委員会から希望送付先に投票用紙を郵送します。

③届いた投票用紙で投票

投票用紙が届いたら、滞在先の市区町村で不在者投票ができます。投票について、詳しくは滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせください。



*記入例(便せんなどを使用する場合)

不在者投票宣誓書兼請求書

私は、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙の当日、いずれかの事由(仕事・レジャー・病気など)に該当する見込みです。

このことが真実に相違ないことを誓い、投票用紙等を請求します。

令和6年 月 日

- ①氏名(フリガナ)
- ②生年月日
- ③清瀬市の住所
- ④投票用紙の送付先
- ⑤日中連絡がとれる電話番号

投票お手伝いカードを利用してみませんか？

投票お手伝いカードは、投票にあたって、口頭による申出が困難・苦手である方が、対応してほしい内容をカードに記入して提示していただくことで、投票所の係員が投票に必要なお手伝いをさせていただくものです。

一部の市内公共施設で配布または市ホームページから印刷してご利用できます。



投票お手伝いカード

投票にお手伝いが必要な方は、このカードを書いて入場整理券と一緒に投票所の係員に渡してください。

- あなたがしてほしいことを選んでください。
- 投票用紙に書いてほしい(代筆してください)。
- 投票所の中を声をかけてゆっくり(例:手をつないで、肩を貸して)誘導してほしい。
- 候補者名を読んで欲しい。
- コミュニケーションボードを使って欲しい。
- その他()

※病気やケガ、その他の事情により投票用紙に文字を書くことができない方(代筆)は、投票所の係員がご本人の意思を代筆させていただきます。ご本人の意思を代筆する場合は、投票用紙の裏面に「代筆希望」と記載してください。投票所の係員以外の第三者が代筆することはできません。

清瀬市選挙管理委員会

指定施設で

病院・老人ホームなどに入院・入所されている方は、その施設が不在者投票指定施設であれば、その施設で投票ができます。

投票用紙の請求は、入院・入所中の施設長を通じて行います。

※指定施設は市ホームページで確認できます。

※投票期間は、告示日の翌日から投票日の前日までですが、不在者投票を行う日時が施設によって異なります。あらかじめ各施設にお問い合わせください。

郵便等で

投票用紙の請求は7月3日(水)午後5時(必着)まで

重度の障害などのある方が郵便等で投票する制度です。次のいずれかの要件に該当し、自書できる方が利用できます。なお、この制度の利用を希望される方は、選挙管理委員会に事前の申請が必要です。

	障害名	障害の程度			介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級		
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能障害	○	○	非該当	要介護5	
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	○	-	○		
	免疫・肝臓の障害	○	○	○		

◆代理記載が可能です

自書できない方には、あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。対象は上表に該当し、身体障害者手帳の上肢または視覚障害が1級の方です。詳しくは下記までお問い合わせください。

お体の不自由な方へ

◆代理投票

お体が不自由なことなどにより、ご自身で投票用紙に書くことができない方は、申し出により投票所の係員が付き添い、ご意思を確認して代筆します(ご家族などが代筆することはできません)。

投票の秘密は守りますので、安心して投票所の係員にお申し出ください。

◆点字投票

目が不自由な方は点字投票用紙により投票ができますので、係員にお申し出ください(点字器は各投票所に用意しています)。

また、「選挙公報」の音訳CDを作成しています。下記へご連絡ください。

選挙に関する問合せ

選挙管理委員会事務局選挙係(市役所本庁舎2階南、けやき通り側)
☎042-492-5111(代表)